

掛川市条例第5号

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(給料) 第2条 給料は、勤務時間（掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）を除いたものとする。	(給料) 第2条 給料は、勤務時間（掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）を除いたものとする。
2 (略)	2 (略)
（通勤手当）	（通勤手当）
第18条 (略)	第18条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（ <u>定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員</u> にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（ <u>第20条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員に限る。）</u> にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を

ア～タ (略)	減じた額)
(3) 略	ア～タ (略)
3～6 (略)	(3) 略
(単身赴任手当)	3～6 (略)
第20条 (略)	(単身赴任手当)
	<u>第20条の2 住居その他これに準ずるものとして</u>
	<u>規則で定める場所において、正規の勤務時間</u>
	<u>(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u>
	2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
	3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)
第21条 (略)	第21条 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。